

広島県犯罪被害者等支援条例をここに公布する。

令和四年三月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第一号

### 広島県犯罪被害者等支援条例

#### 目次

第一章 総則（第一条―第七条）

第二章 推進体制等（第八条―第十条）

第三章 基本的施策（第十一条―第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等支援について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び民間支援団体の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって、犯罪被害者等が平穏な生活を営むことができる社会及び誰もが安全・安心を実感して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準じる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等の被害を軽減又は回復する取組及び社会全体の理解を深め、配慮を促進する取組をいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後、配慮に欠ける言動、風評、誹謗中傷、報道機関（報道を業として行う個人を含む。）による事実と異なる報道又は過剰な取材等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的損失、プライバシーの侵害等の被害をいう。

五 民間支援団体 犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律（昭和五十五年法律第三十六号）第二十三条第一項に規定する犯罪被害者等早期援助団体その他の犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

六 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

七 県営住宅 広島県県営住宅設置、整備及び管理条例（平成九年広島県条例第十三号

（第二条第二号に規定する公営住宅及び同条第三号に規定する改良住宅をいう。  
八 子供 満十八歳未満の者をいう。  
九 障害者 障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者をいう。

十 高齢者 満六十五歳以上の者をいう。  
十一 性犯罪・性暴力被害者 犯罪等により性的な被害を受けた者をいう。  
十二 配偶者からの暴力による被害者 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に關する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条第二項に規定する被害者をいう。

#### （基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい対応を保障されることを旨として推進するものとする。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪等により受けた被害又は二次被害の状況及び原因並びに犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行うとともに、二次被害が生じることのないよう十分配慮して行うものとする。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が、平穏な生活を営むことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行うものとする。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に關係する者による相互の連携及び協力の下で推進するものとする。

#### （県の責務）

第四条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町及び民間支援団体との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に關する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

#### （県民の役割）

第五条 県民は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

#### （事業者の役割）

第六条 事業者は、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性及び県がこの条例に基づき実施する施策についての理解を深め、事業を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するよう努めるものとする。

#### （民間支援団体の役割）

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に關する知識及び経験を活用して、犯罪被害者等支援を推進するよう努めるものとする。

## 第二章 推進体制等

(推進体制の整備)

第八条 県は、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、及び相互に協力して犯罪被害者等支援を推進するための総合的な支援体制を整備するよう努めるものとする。

(取組方針の策定)

第九条 県は、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する取組方針（以下「方針」という。）を定めるものとする。

2 方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本的な考え方
- 二 犯罪被害者等支援に関する施策の方向
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するために必要な事項

3 県は、方針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 県は、毎年度、方針に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(財政上の措置)

第十条 県は、犯罪被害者等支援を推進するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(相談、情報の提供等)

第十一条 県は、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等支援に精通している者を紹介する等必要な施策を講じるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 県は、損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十三条 県は、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(心身に受けた影響からの回復)

第十四条 県は、犯罪被害者等が心身に受けた影響から早期に回復できるようにするため、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他の必要な施策を講じるものとする。

(安全の確保)

第十五条 県は、犯罪被害者等の安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等に係る個人情報 の適切な取扱いの確保等必要な施策を講じるものとする。

(居住の安定)

第十六条 県は、犯罪被害者等の居住の安定を図るため、県営住宅への入居における特別の配慮等必要な施策を講じるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について事業者の理解を深める等必要な施策を講じるものとする。

(刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等)

第十八条 県は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供等必要な施策を講じるものとする。

(保護、捜査等の過程における配慮等)

第十九条 県は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置等必要な施策を講じるものとする。

(県民等の理解促進)

第二十条 県は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等支援の必要性、県がこの条例に基づき実施する施策、二次被害が生じることのないよう十分配慮することの重要性等について、県民及び事業者の理解を深めるよう必要な施策を講じるものとする。

(人材の育成)

第二十一条 県は、犯罪被害者等支援を担う人材を育成するための研修の実施その他の必要な施策を講じるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第二十二条 県は、民間支援団体に対する犯罪被害者等支援に関する情報の提供、助言その他の必要な施策を講じるものとする。

(被害が潜在化しやすい犯罪被害者等に対する支援)

第二十三条 県は、子供、障害者、高齢者、性犯罪・性暴力被害者、配偶者からの暴力による被害者等、自ら被害を訴えることが困難なため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができるようにするため、被害を認識するための啓発活動、被害について相談しやすい環境づくりその他の必要な施策を講じるものとする。

(重大事案における支援)

第二十四条 県は、犯罪等により死傷者が多数に上る事案その他の重大な事案が発生した

場合に、当該事案による犯罪被害者等が、必要な犯罪被害者等支援を受けることができ  
るようにするため、県、市町、民間支援団体その他関係機関による支援体制の整備その  
他の必要な施策を講じるものとする。

#### 附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。